

平成 28 年 6 月 28 日

株主各位

神奈川県川崎市川崎区浅野町 1 番 1 号

株式会社デイ・シイ

代表取締役社長 工藤 秀樹

株式交換に伴う株式の取扱いに関するご案内

当社は本日開催の第 13 回定時株主総会において、太平洋セメント株式会社（以下「太平洋セメント」といいます。）を完全親会社とし、当社を完全子会社とする株式交換を行うことを決議いたしました。

つきましては、株式交換の効力発生日である平成 28 年 8 月 1 日の前日（平成 28 年 7 月 31 日）において当社の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有する当社の普通株式 1 株につき、太平洋セメントの普通株式 1.375 株の割合をもって割当て交付することになります。

株式交換の効力発生日前後の株式のお取り扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. 太平洋セメント株式の割当て方法

平成 28 年 7 月 31 日において当社の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有する当社株式 1 株につき、太平洋セメントの株式 1.375 株の割合をもって割当ていたします。

なお、本件に関して、株主の皆様の特段のお手続きをいただく必要はございません。

（ご注意）

株式交換により当社の株主の皆様へ交付される太平洋セメントの株式は、1 単元 1,000 株です。従いまして、1,000 株の整数倍が売買単位となり、1,000 株未満の株式は証券取引所での売買はできません。

なお、単元未満の株式については、所定の手続により買取請求または買増請求することができます（後記「3. 単元未満株式の買取請求について」及び「4. 単元未満株式の買増請求について」をご参照下さい。）。

また、太平洋セメントの普通株式を割当てた結果、1 株未満の端数が生じた場合には、会社法第 234 条の規定により、効力発生日である平成 28 年 8 月 1 日以降にその端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する太平洋セメントの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付します（後記「5. 端数株式のお取り扱いについて」をご参照下さい。）。

2. 株式交換の日程と株式の流通について

株式の流通は、以下のとおりとなる予定です。

年月日	日程	株式の流通
平成 28 年 7 月 26 日（火）	当社株式の最終売買日	
平成 28 年 7 月 27 日（水）	当社株式の上場廃止日	この日以降は当社株式の証券取引所での売買はできません。
平成 28 年 8 月 1 日（月）	株式交換の効力発生日 新株式の売買開始日	この日より太平洋セメントの株式として売買が可能になります。
平成 28 年 9 月上旬（予定）	新株式の割当てに関するご通知発送	
平成 28 年 9 月中旬（予定）	端数株式処分代金のお支払い	

3. 単元未満株式の買取請求について

(1) 当社単元未満株式（100株未満）の買取請求

年月日	買取請求のお取り扱い
平成28年7月25日（月）まで	当社の株式取扱規則に基づき、従来どおりお取り扱いいたします。 お取引の証券会社等の所定の用紙にてご請求下さい。
平成28年7月26日（火）から 平成28年7月31日（日）まで	この期間中は受付を停止させていただきます。

(2) 太平洋セメントの単元未満株式（1,000株未満）の買取請求

年月日	買取請求のお取り扱い
平成28年8月1日（月）から	太平洋セメントの株式取扱規則に基づき、お取り扱いいたします。 お取引の証券会社等の所定の用紙にてご請求下さい。

※上記の買取請求の受付日程は、株式会社証券保管振替機構が定める標準日程を記載しております。実際の受付日程は証券会社等により異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社等にご確認ください。

4. 単元未満株式の買増請求について

(1) 当社単元未満株式（100株未満）の買増請求

年月日	買増請求のお取り扱い
平成28年7月13日（水）まで	当社の株式取扱規則に基づき、従来どおりお取り扱いいたします。 お取引の証券会社等の所定の用紙にてご請求下さい。
平成28年7月14日（木）から 平成28年7月31日（日）まで	この期間中は受付を停止させていただきます。

(2) 太平洋セメントの単元未満株式（1,000株未満）の買増請求

年月日	買増請求のお取り扱い
平成28年8月1日（月）から	太平洋セメントの株式取扱規則に基づき、お取り扱いいたします。 お取引の証券会社等の所定の用紙にてご請求下さい。

※上記の買増請求の受付日程は、株式会社証券保管振替機構が定める標準日程を記載しております。実際の受付日程は証券会社等により異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社等にご確認ください。

5. 端数株式のお取り扱いについて

太平洋セメントの普通株式を割当てた結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、効力発生日である平成28年8月1日以降にその端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する太平洋セメントの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆さまに交付します。

なお、ご不明な点は、下記の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 及びお問い合わせ先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話番号 0120-782-031（フリーダイヤル） 9:00～17:00（土日休日除く）

以上